

令和6年10月2日

会員各位

昨日10月1日に徳島県経営者協会に対して、徳島労働局及び徳島県から別紙のとおり要請がありました。

内容は、令和6年度の最低賃金と各種支援施策に関する要請です。

つきましては、要請書と国の業務改善助成金及び徳島県の賃上げ要請サポート事業のチラシをお送りしますので、改訂された最低賃金額へのご理解と支援策のご活用についてご配慮くださるようよろしくお願いいたします。

徳島県経営者協会

電話088-625-7701

徳島県経営者協会

会長 林 香与子 殿

最低賃金及び賃金引上げ関係支援事業の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府における最重点課題として、長らく続いたデフレから完全に脱却して、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行し、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指しております。

また「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）においては、「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資も支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」等と示されました。

こうしたことを踏まえ、令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会答申において目安額が示され、徳島地方最低賃金審議会においては、上記の閣議決定に配意し、最低賃金に対する様々なご意見を参考にして、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金について議論が尽くされたところです。その結果、徳島県最低賃金は、本年11月1日より84円引き上げ、時間額980円に改正決定することといたしました。

また、中央及び徳島の最低賃金審議会において、政府方針にある最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の強化、実効性ある取組の実施が強く要望されたところです。

こうした状況を踏まえ、徳島労働局では、管下の労働基準監督署及びハローワークも含め当局の総力を挙げ、徳島県を始めとした関係行政機関とも緊密な連携を図りつつ、改正された最低賃金額及び各種支援施策の周知等に全力で取り組んでまいります。

各種支援施策のうち、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部（最大600万円）を助成する「業務改善助成金」につきましては、特に、徳島県最低賃金が改正される11月1日より前に申請していただければ、賃金の引上げに課題を抱え

る事業主にとって、大変有効に活用していただくことができます。

また、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに収入増加の取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成する「キャリアアップ助成金・社会保険適用時処遇改善コース」は、年収の壁のため就業調整を図ることが想定される労働者の処遇改善や人手不足の解消につながるるとともに、令和6年10月の社会保険の適用拡大への対応としても活用していただくことができます。

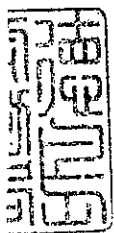
つきましては、改正された徳島県最低賃金、業務改善助成金等支援施策について、傘下の企業等への周知等に関し、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、徳島県においては、「業務改善助成金」に県独自の上乗せ助成を行い、助成上限額までは、事業者の実質負担なしで設備投資を行うことができ、持続的な賃上げを促進する制度を設けているほか、「業務改善助成金」及び「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」を対象に、社会保険労務士による申請代行等に要した経費を支援しているところです。

さらに、現在開会中の県議会9月定例会においても、賃上げに資する事業について御論議いただいているところです。

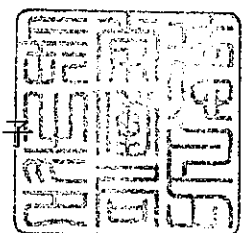
つきましては、本県施策の周知等についても、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月1日



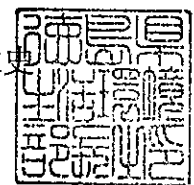
徳島労働局長

竹中 郁子



徳島県生活環境部長

勝川 雅史

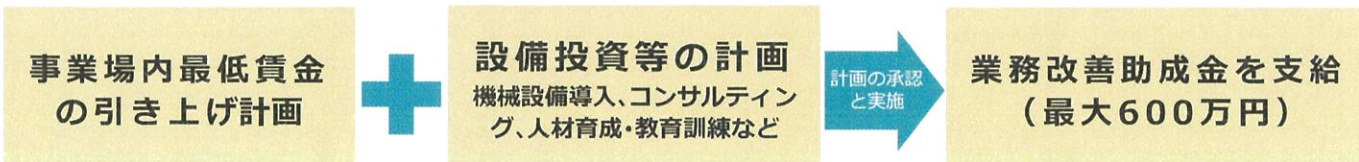


令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
 (事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

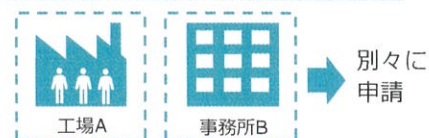
業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただけます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

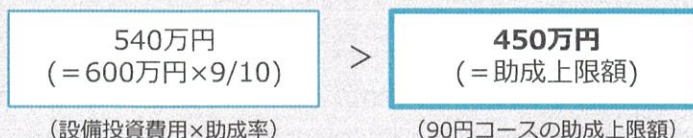
助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円



➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

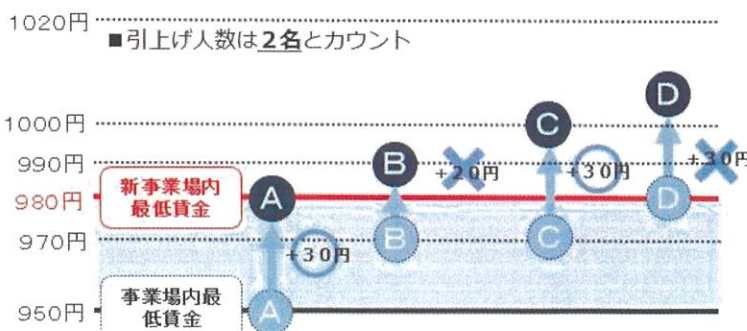
物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部または賃金課までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。

生産性向上のヒント集
（令和5年3月作成）
【PDF形式】
5.196KB
【形式】
5.1MB

生産性向上のヒント集
（令和4年2月作成）
【PDF形式】
312KB
【形式】
7.0MB



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、発行のある動線を一歩に2食（両手）分の配膳しかなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を減らすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、**配膳ロボット**を導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

<導入前>

<導入後>

おさえる工夫

セルフオーダーシステムや自動発注・在庫・配膳機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならなかった。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込んだりする手間と時間が分り、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、**リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫**を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

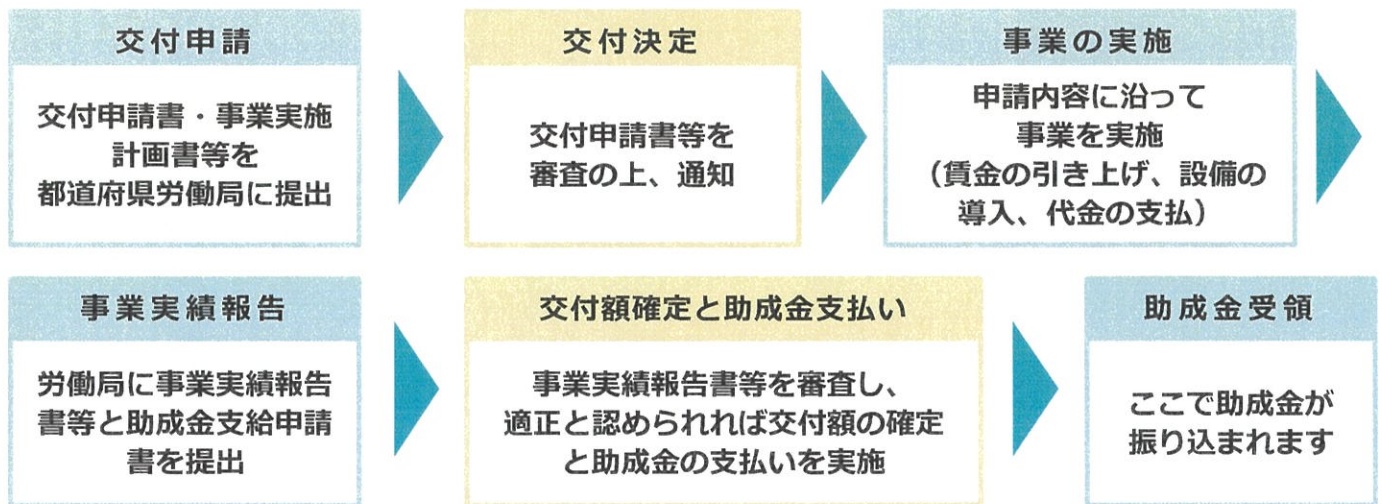
対象!

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

対象外

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

賃上げに取り組む事業者必見!

徳島県賃上げ応援サポート事業のご案内

設備投資等の生産性の向上に取り組み、
賃上げを行う「中小・小規模事業者」を支援します!

実質
負担なし!

①国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引き上げに取り組む、「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

業務改善助成金については
こちらをご確認ください。



<対象要件>

- 令和6年4月1日以降に徳島労働局に
国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、
**令和7年3月7日(金)までに確定通知を
受けていること**等

設備投資額が助成上限額内の場合

国の助成率	+	県の助成率	=	国と県をあわせて
設備投資等に要した費用 × 9/10の場合		設備投資等に要した費用 × 1/10		設備投資等に要した費用 × 10/10
設備投資等に要した費用 × 4/5の場合		設備投資等に要した費用 × 1/5		設備投資等に要した費用 × 5/5

※設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり

②社会保険労務士への報酬費用補助

次の(ア)「業務改善助成金」、(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。(※1)

(ア)「業務改善助成金」

※令和6年4月1日以降に交付申請を行い、
令和7年3月7日(金)までに、額の確定通知を受けていること。

(イ)「キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)」

※令和6年4月1日以降にキャリアアップ計画書を作成し、
令和7年3月7日(金)までに、徳島労働局に受理されていること。

(※1) 年間契約をしている場合は、上記(ア)、(イ)の書類作成等を依頼したことで、追加で発生した料金部分を補助対象とします。

社会保険労務士への依頼を考えている方は、
補助制度の活用もご検討ください!



<補助額>

- 報酬費用に補助率1/2をかけた額(上限:10万円)
- ※(ア)及び(イ)の両方を提出する場合、
上限額は各10万円となります。

<申請手順>

(ア)のみ申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
(ア) + (イ)を申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
(イ)のみ申請	⇒	単独で提出

申請方法

申請書類を**令和7年3月10日(月)【必着】**までに、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。

- ※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。
- ※詳しくは県HPをご確認ください。

県HPはこちら!

「徳島県賃上げ応援サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当
MAIL: roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県 賃上げ応援サポート 検索

TEL: 088-621-2346
FAX: 088-621-2852

